

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 洪水・浸水(内水)・土砂災害

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び広島市のハザードマップによると、当商工会が立地する五日市地区の中心市街地においては、五日市八幡地区から五日市中央、楽々園に及ぶ広い範囲での浸水が予想されている。また、八幡川、岡ノ下川流域の一部地域では、最大3mの浸水が想定されている区域も存在する。

・広島市洪水ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003240.html>

・広島県洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

・洪水(最大規模)・太田川河川事務所HP

<https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html>

・広島県河川課HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/>

・広島市浸水(内水)ハザードマップ

広島市が公表している「広島市浸水(内水)ハザードマップ」によると、過去最大降雨量と同等の雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治21年以降、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は1時間雨量121mmである。

なお、令和7年度中に、雨水整備を行っている市域全域において浸水(内水)ハザードマップの地区割の見直し等を行ったうえで、新規作成及び改訂する予定があるため、新規作成及び改定後は、そちらを確認すること。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/suido-gesuido/1005966/1026319/1026321/1003118.html>

・広島市土砂災害ハザードマップ

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市土砂災害ハザードマップ」によると、当商工会地域は、山林を切り開いて造成した住宅地が広がっており、土石流や崖崩れが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地である。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003244.html>

・広島県土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

2) 地震

広島市地震想定報告書及び広島市地震防災マップによると、南海トラフ巨大地震においては最大震度6弱の地震が発生すると予想されている。

安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震においては、最大震度6弱の地震が発生すると予想されている。

その他にも、広島市近郊において現在確認されている複数の断層を震源とする地震が想定されている。具体的には、五日市断層による地震において最大震度6強、己斐-広島西縁断層帯による地震において最大震度6強、岩国断層帯による地震において最大震度5強、広島湾-岩

国沖断層による地震において最大震度 6 弱の地震が発生すると予想されている。これらの断層は、当会管内もしくは隣接しており、発災した場合には甚大な被害が発生することが想定される。

- ・広島市地震防災マップ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1013472.html>
- ・広島市地震被害想定報告書
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021018/1025517/1003239.html>
- ・高潮・津波災害ポータルひろしま
<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>
- ・広島県津波浸水想定図
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1013393.html>

3) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■新型インフルエンザ等対策（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html>

■新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

（2）五日市商工会管轄地域の商工業者の状況

1) 五日市商工会管轄地域の商工業者数等

商工業者等数	4,288 者（令和7年度 商工会実態調査）
小規模事業者数	3,525 者（令和7年度 商工会実態調査）
当会会員事業者数	1,796 者（令和7年3月31日現在）

2) 当会の会員における業種別の商工業者

	商 工 業 者 等 数	うち小規模事業者数
建設業	550	542
製造業	104	88
卸売業	39	31
小売業	257	210
飲食業・宿泊業	170	167
サービス業	465	446
その他	211	201
計	1,796	1,685

(3) これまでの取組

<実施状況及び評価>

第1期の5年間においては、経営指導員を中心に巡回・窓口相談時に中小企業基盤整備機構が発行しているチラシ等(BCP策定、事業継続力強化計画策定)を活用し、事業者への説明及びBCP策定の提案を行った。併せて、国や広島県、広島市が開催するBCP策定セミナーの情報を会員事業所に周知し参加を促したり、ものづくり補助金など各種補助金相談時に事業継続力強化支援計画の認定が加点対象になるなどの情報提供を行い、同計画の策定提案を行った。結果、現時点で第1期での策定目標23事業所に対して、34事業所(単独型、連携型合計)の認定を受けることが出来た。

しかしながら、BCP策定後のフォローアップにおいて、計画に基づく対策が講じられていない事業所も散見され、策定することがあたかもゴールになっているものも少なからずあった。第一義的には、策定することが最も重要ではあるが、策定後の着実な実行と進捗管理がより必要であるといえる。第2期においては、策定支援と同等にフォローアップに重点を据えていく。

1) 広島市の取組

ア 防災計画等の策定状況

(ア) 広島市危機管理計画

(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)

(イ) 広島市地域強靭化計画

(ウ) 広島市感染症予防計画

イ 防災訓練の実施

(ア) 個別訓練の実施

(イ) 広島市総合防災訓練の実施

(ウ) 区防災訓練の実施

(エ) 学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

ウ 防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約12万1千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。2日目以降は県から、3日目以降は協定を締結している政令市等から調達することとする。

2) 当会の取組

ア 広島県共済と連携した火災共済等の加入および契約内容の説明・見直しの促進

イ 商工会BCPマニュアルの策定

ウ 安否確認サービス2及び非常時連絡網の活用

エ 感染症等対策備品の備蓄

オ 事業継続力強化支援計画34者申請支援

実施年度	目標件数	実績	達成率
令和3年度	3	7	233%
令和4年度	3	5	167%
令和5年度	3	9	300%
令和6年度	7	13	186%
令和7年度	7		

II 課題

<第1期計画を踏まえての課題>

現状、管内事業者へのBCP策定支援を行いつつ、商工会内部においても商工会BCPマニュアルを作成し、自然災害等発災時にはそれに基づき活動を進めることになっているが、特に平時においては防災等への意識も薄らぎ、職員における地域内の災害リスクについての認識も不十分な状況である。

緊急時の取組についても、緊急連絡網の整備等にとどまっており、緊急時対応を管理・推進するノウハウをもった人員が不足している。加えて、事業所における災害リスクの認識とそれに対応した保険の加入があまり進んでおらず、リスクヘッジに係るビジネス保険・共済制度に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないなどのルール作りや感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

III 目標

第1期における、実施状況・評価・課題等を踏まえ、以下に列記した目標を掲げる。

- ・地区内小規模事業者に向けて、近年頻発する大雨災害などの自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・巡回や窓口指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行う。併せて、未加入者への加入促進や加入内容の見直し等を呼びかけ、共済組合や保険会社と協働で推進する。
- ・発災時、非常時における円滑な連絡・情報共有体制を確保するため、当会と広島県商工会連合会及び広島市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から確立する。
- ・管内事業所に向けてBCP策定を促し、認定に向けて伴走支援を行う。

【成果目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援対象事業者数	7者	7者	7者	7者	7者
うちBCP作成事業者数	7者	7者	7者	7者	7者

※支援事業者数：経営指導員7名×1者

※BCP作成事業者数：経営指導員7名×1者（令和8年度～令和12年度）で算出

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と広島市の役割分担、体制を整理し、両者が連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

近年、多発する自然災害や事故・病気・感染症など日々の様々な経営リスクから企業を守り、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等を取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ① 経営指導員が巡回時にハザードマップ等を用いながら、警戒区域の事業所に対し、自然災害のリスク及び被害を軽減するための取組や対策（共済加入・防災情報の収集方法等）について説明を行う。
- ② 商工会報や当商工会ホームページ及びSNS（LINE公式アカウント等）を活用した国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険、各種共済の紹介などの周知を行う。
- ③ 小規模事業者に対して、事業継続の取組に関する専門家を招いた防災セミナーを開催し、防災に対する意識の持ち方や行政の施策、各種共済の紹介を行う。
- ④ 事業者BCPの策定（取組可能な簡易的な計画）による実効性のある取組や推進について指導及び助言を行う。
- ⑤ 新型ウイルス感染症に関しては、いつ何時どこで発生するか分からないものであり、感染状況についても日々変化するため、事業者に向けては常に最新の正確な情報を入手し、デマ等に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業所への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者に向けて、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、テレワーク環境を整備するための情報等を提供する。

2) 五日市商工会 事業継続計画の作成

当会は、令和2年事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

広島県共済、日本政策金融公庫との連携強化のため年1回以上の勉強会を開催する。併せて、事業者が今後起こりうる災害等に対応していくため、リスクマネジメントの意識を醸成するための周知活動を連携して行っていく。感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

令和8年度からにおいては、経営状況を把握している支援事業所の中から作成希望者7者を選定し、伴走した計画策定、取組状況の確認を行う。

当会及び広島市、市内他商工会等と必要に応じ、状況確認や改善点等について協議する。

【5カ年計画目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援事業者数	7者	7者	7者	7者	7者
フォローアップ数	21回	21回	21回	21回	21回

※BCP支援事業者数：経営指導員7名×1者（令和8年度～令和12年度）で算出

※フォローアップ回数は1事業者×3回で算出

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害が発生したと仮定し、広島市及び各関連機関との連絡ルートの確認等を行う（訓練は「五日市商工会 BCP マニュアル」に沿って実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCP マニュアルをもとに下記の手順で被害状況を把握し、関連機関へ連絡する。

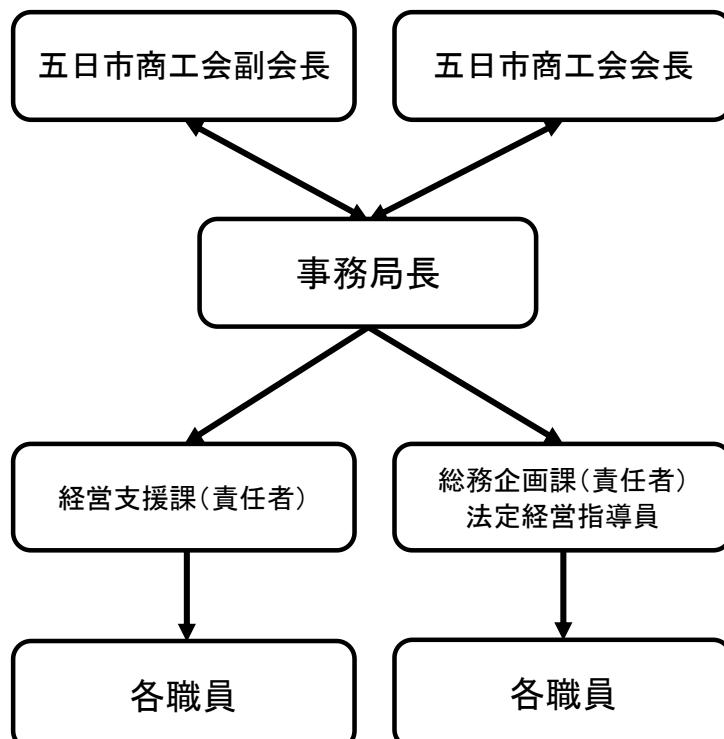
1) 応急対策の実施の確認

- ① 発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ② 五日市商工会事業継続計画に基づき、安否確認サービス 2、電話、メール等を利用した安否確認及び業務従事の可否、被害状況等を当会から広島県商工会連合会へ報告した後、広島市に共有する。
- ③ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ④ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国や県等の方針に基づき当会による感染症対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会と広島市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
交通機関の停止、道路の寸断、暴風雨等により出勤が困難な場合は、出勤はせず職員各自の安全確保を優先し、安全を確保できる状況になった時に出勤する。
- ② 職員全員が被災する等により応急対策できない場合の役割分担を決める。
- ③ 会員事業者の大まかな被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。
- ④ 職員に対しての事務連絡は A. 安否確認サービス 2 B. 電話 C. メール の順で情報伝達を行う。

【職員非常時緊急連絡網】



【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 当地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 当地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 当地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 当地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

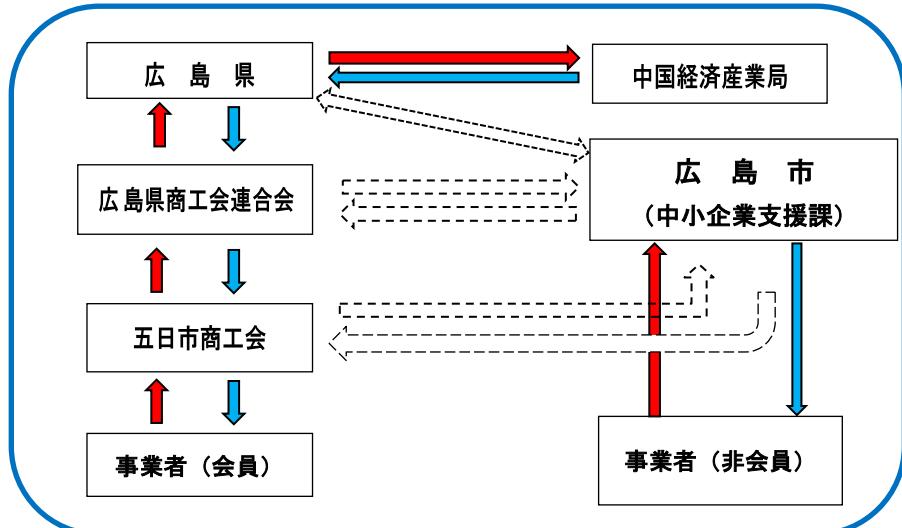
① 本計画により、当会と広島市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上情報共有する

※感染症の場合は、広島市が策定した「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者に関する被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、広島県商工会連合会へ報告した後、広島市へ情報共有する。
- ・感染症流行の場合、国や広島県等からの情報や方針に基づき、広島県から報告の依頼があった場合は、当会と広島市が共有した情報を県の指定する方法にて報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



<4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県及び広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、広島県商工会連合会、全国商工会連合会に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

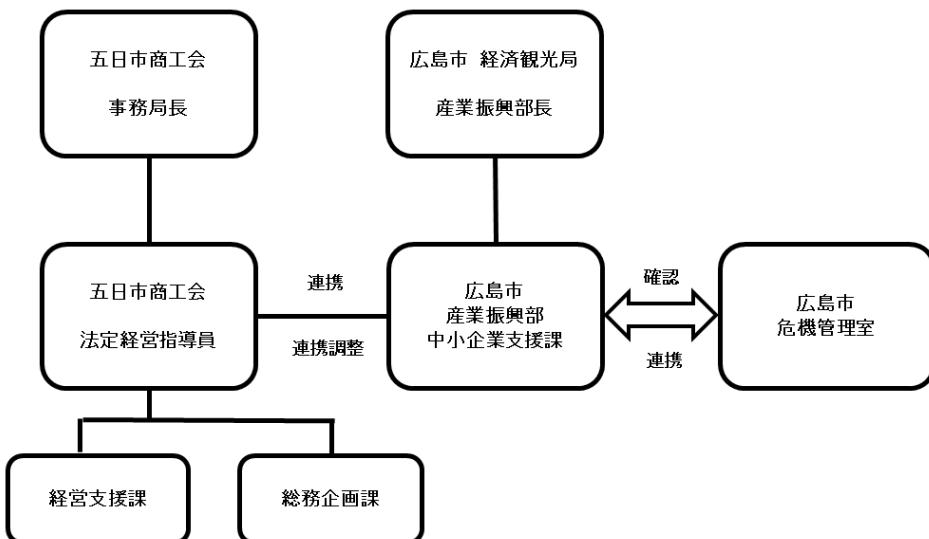
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 村井 清宗（五日市商工会 TEL 082-923-4138）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①五日市商工会

〒731-5128 広島市佐伯区五日市中央4丁目15-3

TEL : 082-923-4138 FAX : 082-923-2994

E-mail : itukai@hint.or.jp

②広島市 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町1丁目6-34

TEL : 082-504-2236 FAX : 082-504-2259

E-mail : chusho@city.hiroshima.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
専門家派遣費	165	165	165	165	165
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作成	100	100	100	100	100
チラシ配布郵送料	220	220	220	220	220
防災、感染症対策費	115	115	115	115	115

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ① 広島県小規模事業経営支援事業費補助金
- ② 会費収入
- ③ 特別賦課金、受託料
- ④ 国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
(1) (2) (3) • • •	
連携して事業を実施する者の役割	
(1) (2) (3) • • •	
連携体制図等	
(1)	
(2)	
(3)	